

松江市訪問診療支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市訪問診療支援事業費補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問診療 在宅で療養を行っている患者であって、傷病のために通院による療養が困難なものに対して定期的に訪問して行われる診療をいう。
- (2) 条件不利地域 島根県医師確保計画で設定されている医師少数スポット内で、訪問診療を行う病院又は診療所から自動車を使用しておおむね片道30分以上の所要時間を要する地域をいう。なお、医師少数スポットは、本庄、秋鹿、大野、忌部、鹿島、島根、美保関、八雲及び八束の各地域をいう。
- (3) 病院 医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- (4) 診療所 法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、訪問診療に取り組む医師が訪問看護等の指示を行っているものをいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事業の内容、補助金交付の対象者、交付金額及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市訪問診療支援事業費補助金
補助金交付の目的	条件不利地域における訪問診療に取り組む病院及び診療所を支援することにより、在宅医療の確保及び在宅療養生活の継続を目的とする。
補助金の交付対象である事業の内容	病院又は診療所が、条件不利地域に居住する患者に対して訪問診療(当該患者に実施した往診を含む。)を実施する事業
補助金交付の対象者	病院又は診療所
交付金額	訪問診療を実施した回数に4,000円を乗じて得た額とする。ただし、同一の建物(一戸建て、集合住宅、社会福祉施設その他の住所が同一の建物をいう。)に居住する複数の者に対して連続して訪問診療を実施した場合は、市長が特別に認める場合を除き、訪問診療を1回実施したものとみなして補助金を算定するものとする。
終期	令和9年3月31日

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、松江市訪問診療支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に訪問診療事業計画書(様式第1号別紙)を添付して、市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による補助金の交付の申請に当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該

補助金に係る消費税等仕入控除税額が明確でない場合は、この限りでない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、当該決定の内容を松江市訪問診療支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条の規定により前条の補助金の交付の決定に当たって市長が申請者に付す条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る証拠書類等の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長が当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部を市に納付するよう命じたときは、その命じられた額を納付しなければならない。

(変更承認申請等)

第7条 第5条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1号又は第2号の規定により市長の承認を受けようとするときは、松江市訪問診療支援事業費補助金変更交付申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更等の承認の申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、当該決定の内容を松江市訪問診療支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号の2）により補助事業者に通知するものとする。

(実施状況の報告)

第8条 補助事業者は、松江市訪問診療支援事業実施状況報告書（様式第5号）に訪問回数を確認できる書類を添えて、月ごとの訪問診療の提供に係る事業の実績を翌月15日（3月分の実績については、同月末日）までに報告しなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その都度事業の実施状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を含む。以下この項において同じ。）したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日が属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、松江市訪問診療支援事業実績報告書（様式第6号）に松江市訪問診療支援事業実績明細書兼補助金精算額調書（様式第6

号別紙)を添付して、市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、松江市訪問診療支援事業費補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(着手届及び完了届の省略)

第11条 規則第11条ただし書の規定により、着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

(補助金の交付の時期)

第12条 補助金は、補助事業者が補助事業を完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、補助事業の完了前に補助金の一部を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、松江市訪問診療支援事業費補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。